令和８年度新潟県立燕中等教育学校　部活動に係る活動方針

１　目的

○　部活動は学校教育の一環として実施する。
○　心身を鍛え、健康で充実した生活を送ろうとする主体的な態度を育てる。
○　技術・競技力向上だけでなく、リーダーシップ・マネジメント能力の育成及び生涯教育の一環としての楽しみながらの活動を通して、人格の形成・個性の伸長を図る。

２　本年度の部活動

（１）　本年度設置する部活動

ソフトテニス（男女)、バスケットボール（男女)、バレーボール、サッカー、 空手道、弓道、陸上競技、音楽、美術、グローカル、サイエンス バドミントン（同好会）

（２）　活動時間

①　１週間当たりの活動日数を３日以内とする。

②　活動日と時間

４月～１０月	水曜日・金曜日の放課後から午後６時まで
	※ソフトテニス部、サッカー部は雨天時の活動を確保 するために、月曜、火曜、木曜の体育館利用ができる。
	土曜日・日曜日のいずれか３時間程度（大会等※を除く）
１１月～３月	冬期間体育館割り当てによる
長期休業中	曜日を問わず週３日、１日３時間以内（大会等を除く）

③　**定期考査１週間前から最終日前日までの間（土日含む）は活動しない。**

④　大会等の１週間前から前日までの間は、前項①～④によらず活動できる。

※本方針でいう「大会等」とは、以下に該当するものとする。

「県中体連」「高体連」「高野連」「高文連」が主催、共催又は後援する大会、 若しくはそれに準ずる大会

３　部活動運営について

（１）【　保護者の理解と協力について　】

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

（２）【　体罰等の禁止　】

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

4　前期生・後期生の大会参加の扱い

〈　前期生　〉

・R8 県大会、その上位大会までは学校の部として参加できる（１年生は大会参加できない)。
・夏以降（秋季地区大会、新人大会等）は、燕中等の団体、個人として大会参加は行わない。
・大会に出場したい生徒は、地域クラブでの参加とする。
・後期生と一緒に日常の活動を行うこと自体は妨げない。

〈　後期生　〉

・高体連関係大会に参加できる。

5　今後の部活動の方針について

・顧問会議にて部活動数の削減を進めていくことを確認。
・令和 10 年度に部活動数を 10 にすることを目標とする。

6　生徒会費からの補助について

（１）生徒会費より以下について支給する。
・団体登録料
・高体連分担金（６００円×後期生人数）
・高文連分担金（３５０円×後期生人数）

（２）部費については、生徒総会の了承をもって執行する。(総会前の執行については要相談)

7　大会遠征費（上位大会等）に関わる規約

（１）生徒会費より、北信越大会やインターハイなどの上位大会に参加する遠征費を補助する。

（２）内　容　　運動・文化系ともにどちらの部活動にも適用（前・後期課程）
本校代表として出場する個人・団体（前・後期課程）

（３）対　象　高体連・高文連・中体連主催、共催、後援で県を勝ち抜いた大会および上記大会に準ずる大会（生徒指導で別途審議）
〈参加費〉　全額支給
〈交通費〉　すべての公共交通機関（運転手つき借り上げマイクロバス含む）全額支給
〈宿泊費〉　大会宿泊要項その他詳細を確認できる案内文等に記載してある宿泊費（１泊２食つき）を支給
〈その他〉　要項に記載のある弁当代は支給する。

（４）その他
・一人当たりの上限を３万円とする。これを超えるときは別途、協議する。
・支給人数は、大会に登録するメンバーの人数とする。

（平成３１年改訂）